

事務連絡  
令和5年10月13日

北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿  
地方農政局農村振興部農地整備課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課  
多面的機能支払推進室長

### 多面的機能支払交付金の不祥事の未然防止について

多面的機能支払交付金の事業の実施に当たっては、かねてより、関係法令及び多面的機能支払交付金実施要綱等を遵守して適切に行われるよう指導をお願いしているところではありますが、今般、事務受託者による証拠書類の改ざんを伴う交付金の私的流用が長期間に渡り行われていたという不適切な事案が発生しました。

今般の不適切な事案は、①長年1人で金銭出納を担当し、通帳・印鑑も1人で管理していた、②事務受託先において担当者以外の者のチェックが実施されていなかった、③事務受託者に会計事務を任せきりで活動組織の監査等で通帳や領収書等の原本のチェックが不十分であったなど、会計事務を取り扱う組織として「内部統制」が機能していない状態であったことが判明しており、本来、組織内の「内部統制」が有効に機能していれば、発生を防ぐことができた事案であると考えられます。

こうした事案を受け、活動組織が行う会計事務において「内部統制」が機能しているか確認するため、全ての活動組織を対象に自主点検を実施したところであります。その結果、「別添1\_\_活動組織等における会計処理に関する自主点検結果」のとおり、組織運営の基本的な事項が十分に徹底されていない実態が確認されたところであります。

今後、活動組織等における「内部統制」を確立し、不適切な事案の発生を未然に防止するため、下記事項について、会議、研修及び検査等のあらゆる機会を通じ活動組織への指導の徹底を図るとともに、「別添2\_\_円滑な組織運営のためのポイント」を活用して、改めて組織運営の重要性の周知を図られたい。

なお、管内都府県へは、貴職から周知するとともに、市町村及び推進組織への周知徹底をお願いします。

### 記

- 1 通帳、印鑑は別々の者が別々の場所に保管すること。※
- 2 会計事務（金銭の出納）は複数人で確認する体制とすること。
- 3 会計の監査（領収書、振込受領書、通帳等の確認）を年1回以上適切に実施すること。
- 4 会計の監査で金銭出納簿の内容を通帳、証拠書類の原本で確認すること。

5 総会等で毎年、収支総額その他、費目ごとの分類やその内容の詳細などが分かる形式で、構成員に会計報告を行うこと。

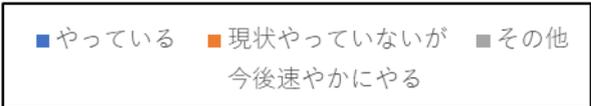
※ 上記1については、原則行うべき運用であるが、活動組織の特別な事情により実施することが極めて困難で、仮に行った場合は著しく効率性が損なわれ活動自体の実施が困難な状況となる場合については、2～5の体制・頻度等を強化（例えば引出しの状況を確認する体制の強化や確認する頻度の増加等）し、1と同様な効果を得られる運用を検討すること。

別添 1

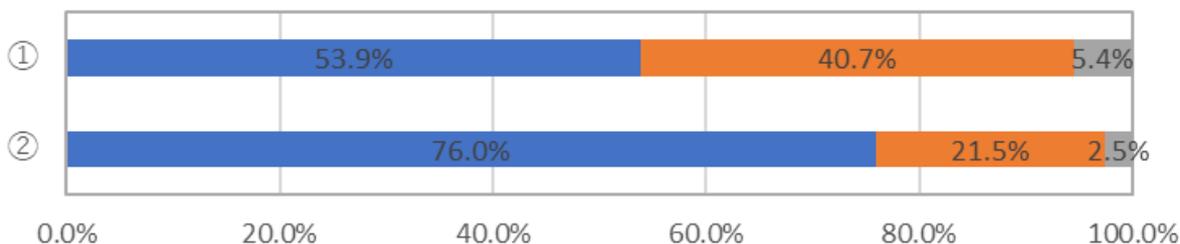
活動組織等における会計処理に関する自主点検結果

自主点検の有効回答率は 99.8% で、結果の記載については、以下のとおりとしている。

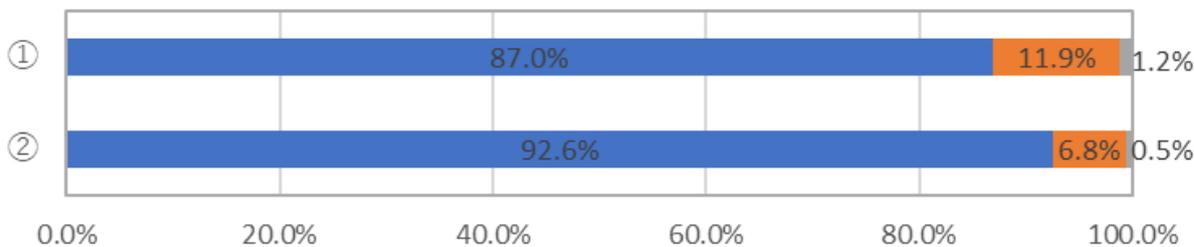
- ・①は、会計事務を活動組織内（直営）で実施している組織（全体の 92.6%）での回答率
- ・②は、会計事務を外部委託して実施している組織（全体の 7.2%）での回答率



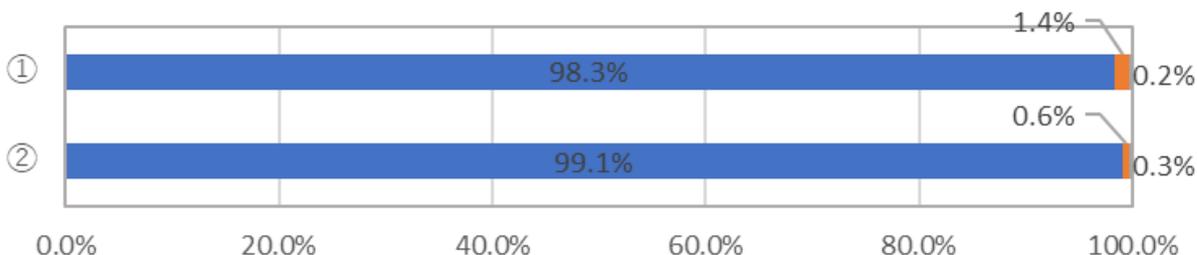
(1) 活動組織（又は会計事務（金銭の出納）を受託した外部組織）は、通帳、印鑑は別々の者が別々の場所に保管しているか。



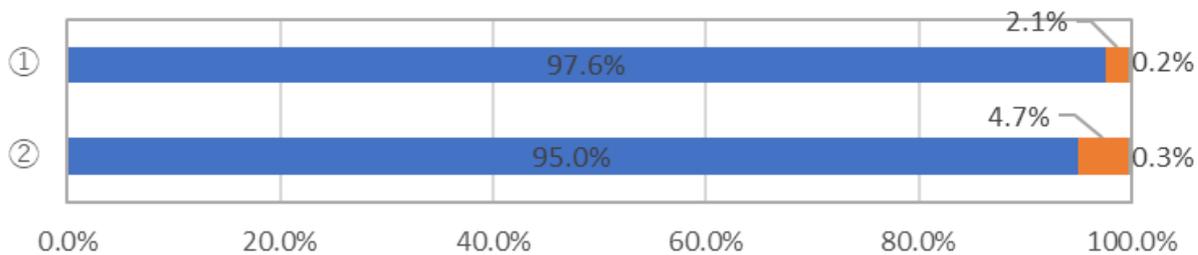
(2) 活動組織において、会計事務（金銭の出納）を複数人で確認する体制となっているか。  
 会計事務（金銭の出納）を外部組織へ委託する場合、外部組織において複数人で確認する体制となっているか。また、外部組織が確認したものを、活動組織でも確認を行っているか。



(3) 会計の監査（活動組織等の監査役が行う監査）は最低年に一度は領収書、振込受領書、通帳等の確認も含め確実にやっているか。



(4) 会計の監査（活動組織等の監査役が行う監査）では、金銭出納簿の内容を通帳、証拠書類の原本で確認しているか。



(5) 会計報告では、収支総額その他、費目ごとの分類やその内容の詳細などが分かる形式において、毎年、総会等で構成員に周知しているか。





高めよう 地域協働の力！

改訂版

多面的機能支払交付金

# 円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組миいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。



**1 構成員の合意形成をしっかり行う**

**2 役員が行う事務はお互いに確認し合う**

**3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認**

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう！



令和5年10月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

〇〇県〇〇部〇〇課 市町村〇〇課等



# 1

## 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう

○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

### 合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

### (1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



総会等を開催します (毎年度1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答  
話し合い



議決



総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

## (2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会（各集落、活動組織、団体の代表者で構成）

- ・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

### A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします



合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）

※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

説明と質疑応答

話し合い

決定

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項



合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧します。



### B 集落

左と同じ

### C 組織

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

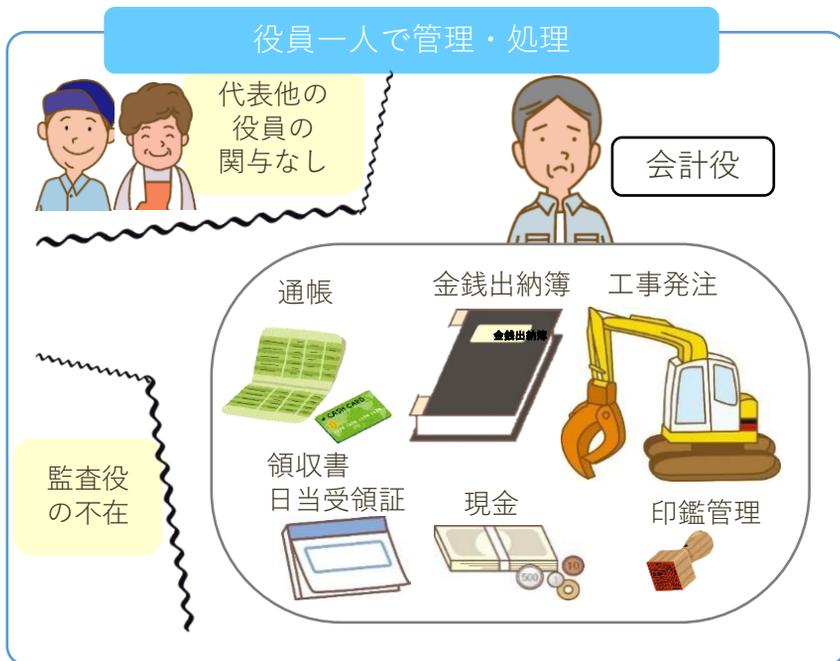
最悪の場合  
交付金の  
返還になる  
ケースも...

# 2

## 役員が行う事務はお互いに確認しましょう



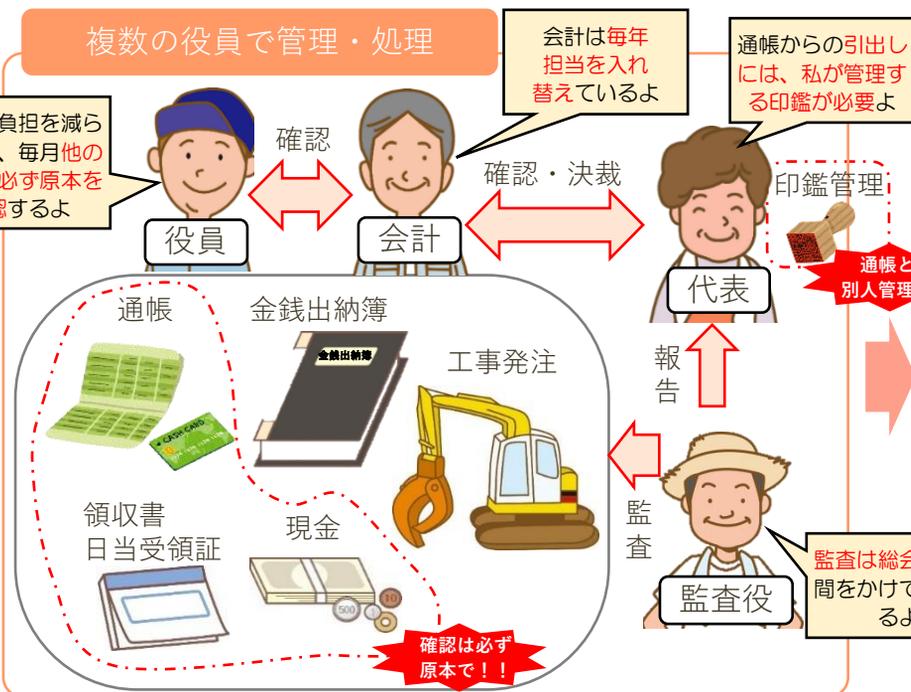
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



こんなことを  
招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合  
交付金の返還、  
刑事罰を受ける  
ケースも・・・



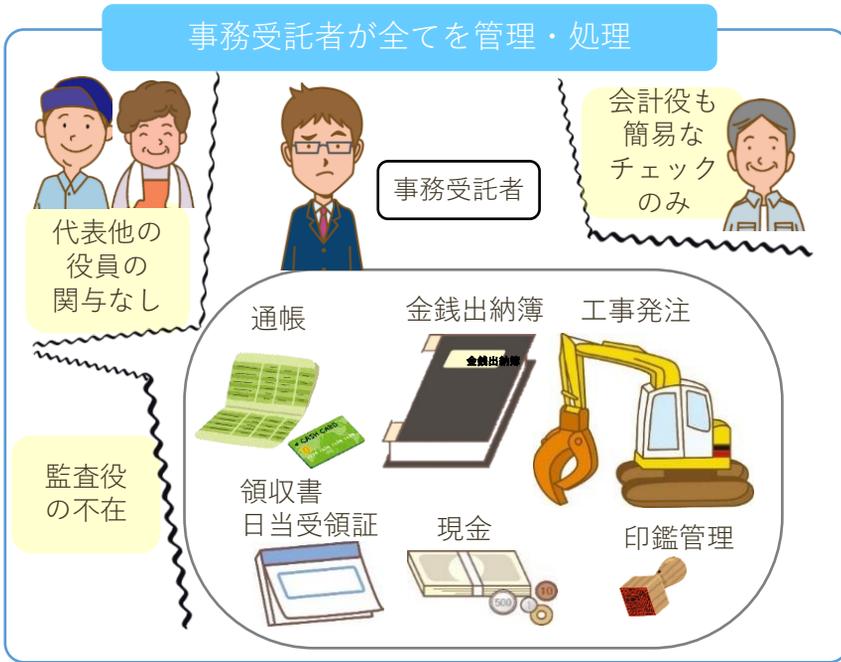
役員が行う事務を互いに確認することにより、適切な運営が可能に



※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

# 会計事務を委託している場合

- 事務受託者における作業の役割分担や複数名での確認体制などをチェックし、その内容を明文化しましょう。
- 事務受託者が行った会計事務は、活動組織においても必ず内容を確認し、会計監査も確実にいきましょう。
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などには、活動組織の役員等による確認を組み込む等、事務受託者のみの実施とならないようにしましょう。



## 受託者まかせにすると…

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用 etc

最悪の場合  
交付金の返還、  
刑事罰を受ける  
ケースも…

事務受託した内容も必ず原本で毎月きちんと確認しているよ

## 複数の役員も絡めた管理・処理

会計の負担を減らすため、定期的に他の役員で必ず原本を確認するよ

通帳からの引出しには、私が管理する印鑑が必要よ

受託時には作業・確認体制を組織に報告し、担当者も毎年代えています。



適切



事務受託者に任せきりにしないで、活動組織の会計等も確認することにより、適切な運営の継続確保が可能に

監査は総会前に時間をかけて確認するよ

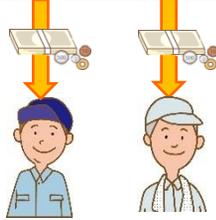
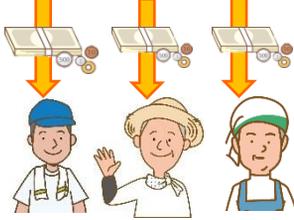
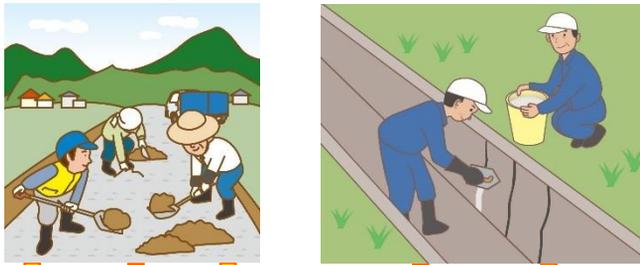


### 3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成  
(ポイント 1 の場の活用)

#### 対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

- ・不透明な日当の扱い



トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

#### 日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン※1と受領日を記入してもらい、管理しましょう。※2

#### 一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

※1 受領印でも可能ですが、**確かな本人確認としては、サインが有効**です。

※2 事務負担軽減、不正の発生予防として、現金手渡しより**金融機関振込を基本とすることを推奨**しており、その場合、振込受領書によって代えることができます。

#### 代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表にし、参加者本人からサイン※1を記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※2



# ▲不適切な処理の実例

○組織を円滑に運営していくために守っていただきたいポイントをきちんと守ることで防ぐことが出来た不適切な実例を以下に示します。

## ポイント 1 役員等が行う事務の確認の不備

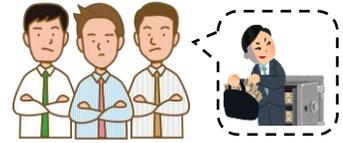
活動組織で役員報酬を支払おうとしたところ通帳残高が不足し、疑義が発覚

会計事務を受託した組織では、当該職員一人で通帳・印鑑を管理、同一地区を長年担当、他の者のチェックも行われず、活動組織による確認も十分でなく、横領する機会を与えてしまったことが原因

これまできちんと管理してきているし、誰も確認しないから、少しくらい取っても大丈夫だろう。



報告



指摘

調査した結果、活動組織から会計事務を委託された組織の職員による横領が判明

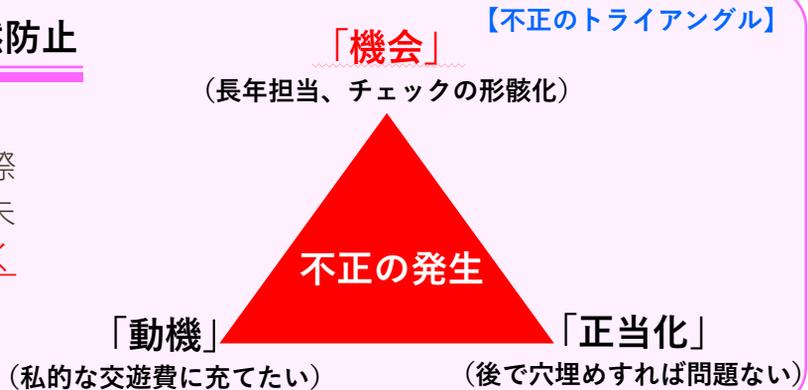
結果

交付金の一部返還  
(横領分)



## 不正の構図とそれを踏まえ未然防止

一般に不正は、「動機」「機会」「正当化」の三要素がそろった際に発生しやすいとされ、不正の未然防止のためには「機会」を無くすことが重要



## ポイント 2 組織内での合意形成の不備

活動組織の構成員から総会が開催されていない旨の通報 

勤め人が多く 構成員を総会に集めることが困難と役員が勝手に判断し必要な総会による合意形成を怠ったことが原因

みんな忙しくて集まらないから、総会をやったことにして、交付金をもらうことにしよう。



通報



指摘

調査した結果、総会の開催を装って、合意形成のないまま活動していたことが判明

結果

交付金の全額返還





- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを活用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

広報誌・SNS等での情報発信



広報誌、SNS、ホームページなど



活動内容の発表会、イベント開催時のパネル展示など

【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙・SNSなど  
※自ら情報発信

地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・メルマガへの投稿など  
※あいのりして情報発信

メルマガについてはこちらからご覧いただけます。詳細は各局にお問い合わせください。



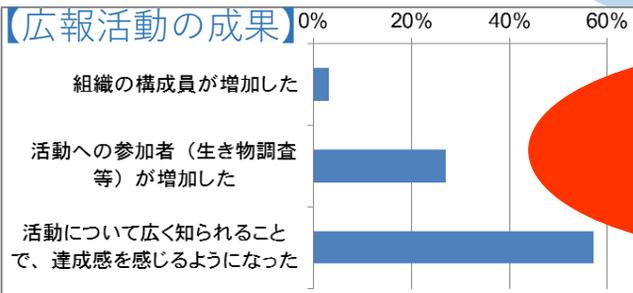
組織構成員

○活動組織の構成員自身の理解向上  
○地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等

【広報活動の成果】



広報活動を行った組織の約30%の組織で構成員や活動の参加者が増加！  
約57%の組織で達成感を感じるようになった！

活動に参加してくれる人が増えたなあ



※資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は「広報活動・農的関係人口の拡大」の実施が必須です。



- 農業農村の大切な役割や魅力について、マンガや動画を通して楽しく学べる教材です。
- 小学校高学年の発展教材や家庭学習教材として、全国の学校や各家庭で今すぐ無料でご利用できます。

動画

「のぞいてみよう！  
田んぼの世界」  
(10分)



田んぼの魅力や生き物の生態、田んぼの機能を魅力的に紹介し、これから学ぶ農業の学習の動機づけになる動画教材です。

農業学習の導入や、田植え体験の事前学習などで活用できます。

学習マンガ

「ミーとトラの大冒険  
日本の農業と伝統文化」



農業農村の大切な役割や魅力について学べる学習マンガです。小学生(高学年)の学習を補完する家庭学習用教材として活用できます。  
※解説資料つき



学習マンガ・動画のどちらも左のQRコードから確認できます!!マンガはダウンロードもできます!!

知っていますか？

エスティージェーエス  
SDGs

と多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう？

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されています。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。

多面ロゴマークをご活用ください!!

多面的機能支払交付金の活動を広めましょう!

ロゴマークの使用にあたっては、右のQRコードを読み取っていただき、あらかじめ使用方法をご確認ください。

